

# 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の 特例に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

## 1 趣旨

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書（以下「身分証」と言う。）については、国における省令等の改正及び「立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」（令和5年規則第10号）の施行により、法令等に基づく立入検査等に係る身分証について、統合様式により1枚の身分証に集約できるようになったところです。

この身分証明書の統合対象をさらに広げて、発行や管理等の作業に係る事務負担を軽減し業務効率化につなげるために、規則の改定を検討しています。

## 2 案の概要

### （1）内容

「立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」を改正し、立入検査等を行う際に携帯する身分証明書について、統合様式の対象となる立入検査等の規定を追加するなど所要の改正を行います。

### （2）新たに追加する立入検査等を定める法律や条例の根拠規定

- ① 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第1項から第5号まで
- ② 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第42条第1項及び第74条第1項並びに第77条第1項
- ③ 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）第24条第1項
- ④ 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和3年千葉県条例第55号）第15条第1項
- ⑤ 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）第21条第1項

## 3 施行予定日

令和6年4月1日